


定期報告対象建築設備等 改正後

 …従来の対象より追加となるものを示す

建築設備等の種別		改正後	
		報告対象	報告時期
昇降機	エレベーター	○	毎年3月31日(従前のとおり)
	エスカレーター	○	毎年3月31日(従前のとおり)
	小荷物専用昇降機	○	毎年, 検査済証の交付日の属する月の末日 ^{※2}
遊戯施設 (政令第138条第2項各号に掲げる工作物)		○	毎年3月31日(従前のとおり)
防火設備 ^{※1}	定期報告対象建築物に設けるもの	○	毎年, 検査済証の交付日の属する月の末日 ^{※2}
	以下に掲げる用途のうち, 床面積が200㎡以上の建築物に設けるもの ・病院, 診療所 ・高齢者の就寝の用に供する用途に供するもの	○	

※1 随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く)に限る。

※2 施行の際, 現に存するもの及び施行日から平成29年5月31日までに検査済証の交付を受けたものは, 初回の報告を平成30年6月1日から平成31年5月31日までの間とし, 以降は毎年5月31日を報告時期とする。